

平成18年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要（第1回）

第1 開催日時

平成18年1月18日（水）午後1時30分～午後4時

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室（3階）

第3 出席者

（委員）

岡久幸治，岡本敏子，奥山豪，小沢泰明，加藤隆司，加藤敏員，篠崎和弘，
神徳佳子，中谷友紀，古田皓，松原敏美，松本雅博，向口睦美

（五十音順，敬称略）

（説明者及び事務局）

市村首席家裁調査官，千葉首席書記官，澤原次席家裁調査官，新出訟廷管
理官，木村事務局長，長谷川事務局次長，安井総務課長，山崎総務課課長補
佐

第4 議事（発言者／■委員長，□委員，○説明者）

1 開会のあいさつ

2 新委員の紹介

3 成年後見制度の説明

奥山委員から，パワーポイントを利用して成年後見制度についての概略的な
説明が行われた。

4 意見交換

テーマ：高齢化社会と家庭裁判所（成年後見制度）について

意見交換の概要は，以下のとおり

■ 参考資料として配布している新聞記事は，いずれも成年後見制度を使って

いないケースですが、使っていればどのような効果があったのでしょうか。

□ 高齢者がリフォーム詐欺に遭われた新聞記事を見ると、事前に成年後見制度を利用しておくのがベストであったように思われます。この事案は、判断能力が低下した一人暮らしの老人の事案であり、財産管理権を持つ保佐人や補助人を選任しておき、それらの方に財産の管理の運営を委ねておくのがよかったように思います。

■ 本人の判断能力が落ちてきているにもかかわらず、本人はまだ判断できると思っている場合に、成年後見や保佐、補助の制度を使おうというのは非常に難しいのではないかと思います。ですから判断能力のある早い段階からこの制度を知っておいて、万一に備えておかないとこの制度の利用はなかなか難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、子が、親の財産を管理して成年後見制度を使うのが比較的多いケースだと思いますが、成年後見が開始すると、本人が亡くなるまで裁判所による後見監督が続き、後見人になった子は、裁判所に財産管理状態を報告しなければなりません。そして、この成年後見監督事件が全国で毎年1万件ずつ増えている状況にあります。これについても何か意見はあるのでしょうか。

□ 成年後見制度を利用しようと思えば、原則として本人が住んでいる所在地の家庭裁判所に申し立てなければならないのでしょうか。

○ 管轄は、本人の住んでいる住所地を基準に判断します。申立てに当たっては、最寄りの家庭裁判所で成年後見制度に関する申立書を受け取り、記載事項等についても説明を受けた上で、申立書等を管轄裁判所へ郵送することはできます。

■ 広報活動ができているかという問題や、成年後見制度をより利用しやすくするためにはどのようにすればよいかという問題、また、市町村等の行政機関による取組と裁判所とはどのような点が違うのか、更に裁判所としては市町村等の関係機関とどのように連携を行うべきかという問題がありますが、

いかがでしょうか。

- お話を聞いていて、裁判所の人的コストは大変なものになる、今後は、認知症というものは、増えこそすれ、減ることはないでしょうから、裁判所の方も大変だなどと思いました。また、家裁調査官の話聞き、自治体の民生部門等との連携が大切であると思いました。身寄りのない方については市町村長による後見申立ても可能ということですので、更に活用を図っていくことも重要であると思いました。一方、市町村長による申立ては、データの的にはかなり少ないようですので、市町村や民生部門を更に強化し、裁判所の職員と協力し合っていくことが大切ではないかと思いました。

質問ですが、家族の方が後見申立てをしたが、必ずしも家族である申立人が後見人に選任されるわけではない点で、苦情や争いにならないでしょうか。

- 率直に言えば大変です。ですから、調査の段階で、そういうことについて十分説明をすることが大切です。

■ 具体的にどのようなケースが考えられますか。

- 例えば、母親が認知症になり、施設に入院しているが、母親に莫大な財産があり、遺産分割の前哨戦のような状態になり、2人の息子及び娘がいずれも後見人になりたいと言い争っているような事案で、第三者である弁護士か司法書士に後見人になってもらったところ、なぜ長男が後見人にならなかったのかと地元の人が苦情を言ってこられました。

- 争いの多くは財産に関することですが、そのような場合は、後見人を2人選任する方法があります。例えば、親族のほか、弁護士等の第三者を選任し、財産管理に関する権限は弁護士等にすべて委ね、その他の権限については親族に委ねるという方法もあります。

- 弁護士会では、裁判所から後見人候補者の推薦依頼があった場合の態勢を整えています。また、当会の高齢者障害支援センターでは、高齢者障害者に対する相談活動等を行っています。

□ 成年後見手続においては、鑑定というプロセスがあるということですが、鑑定を受けてくれる医師を探すのに困ったりしないでしょうか。また、鑑定費用は、どのくらいかかるのでしょうか。

○ 後見、保佐の申立てについては、原則として鑑定を行わなければならない、鑑定人を誰にするかという問題があるのですが、主治医が鑑定を引き受けてくれる事例が比較的多いです。もし仮に主治医が引き受けてくれなければ鑑定人名簿の中から適任者を探し出すということになります。今のところ、本庁では鑑定人の選任に当たり困ることはありませんが、田辺、御坊及び新宮の各支部になると、医師が少ないことから、鑑定人の選任については苦労している状況にあります。

鑑定費用は、主治医が鑑定を引き受けてくれる場合は5万円前後で、主治医ではない場合は10万円程度です。この1年間の本庁の鑑定費用を見ると10万円以内に収まっています。支部の方は少しそれより高くなっていますが、それでも15万円以内には収まっている状況です。

■ 成年後見制度は利用されているのか、利用されていないとすればどのような点を裁判所は改善していかなければならないのかという点でも結構ですので、更に意見や感想等をおっしゃってください。

□ これまでは、リフォーム詐欺を掲載した新聞記事等を通じて成年後見制度があるという程度の認識しか持っていませんでした。私としては、今後、職場の会議等を利用して、同制度に関するパンフレットを配布し、同制度について紹介したいと思っています。

□ 後見監督人は、どういう場合に選任されるのでしょうか。

□ 後見監督人は、申立てでもできます。多くは裁判所が親族を後見人にする場合に、第三者的立場の人を後見監督人として選任し、裁判所の監督とは別に日常的な監督を行ってもらいます。裁判所の定期的な監督では多少不安があるが、弁護士等の第三者を後見人として選任するにも不都合がある場合も

ありますので、そういう場合は、後見監督人、保佐監督人、補助監督人を選任する場合があります。

後見人に報酬を支払う場合、どのくらい支払えばよいか疑問に感じる方が多いと思いますが、報酬額は後見人から報酬付与の申立てがあれば裁判所が定めることとなります。実際のところ、親族の方が後見人になった場合に、報酬を請求されることは、極めて稀です。しかし、弁護士等の第三者が後見人に選任されている場合には、弁護士等は、職務として後見人の仕事を行っているので、報酬付与の申立てがあれば、管理財産額や職務の困難性に応じて報酬を付与することとなります。弁護士が後見人に選任された場合で、横領された財産の回収や訴訟といった特殊な業務をしないという前提で日常的な後見事務だけを行う場合を念頭におくと、管理財産が多かったとしても、報酬額が月額5万円を超えることはほとんどないと思います。

- 成年後見制度の利用が進んでいない原因については、広報がいきわたっていないことも一つの原因かも知れませんが、もっと根深いところにも原因があるように思われます。日本の家庭では、年寄りが高齢になるにつれて個人として認められなくなっているのではないかと思います。ですから、年寄りのお金が家族のお金と混同されてしまっているような雰囲気があります。成年後見制度を利用すれば、年寄りの金を別に管理して、収支を別に記帳して報告しなければならないということ自体に違和感があり、その人が亡くなるまではその人のお金であるという意識が少ないことも原因ではなかろうかと思えます。
- 認知症になった親族もそうでしたが、老人が訪問販売で物を買ってしまい、はじめておかしいと気づき、施設に預けなければならなくなったような場合、成年後見制度を利用して成年後見人になると、老人を預けている施設に行ったりする費用はどうなるのでしょうか。
- 一般的には、後見人の職務に要した実費は、本人のための費用ですので被

後見人の財産から出してもらって差し支えないという指導をしています。ただ、日当等の支給は、報酬の中で考えてくださいと指導しています。

- 成年後見制度という言葉聞いたことはありましたが、いろいろ問題もあると思いました。本人の財産の保護といいますが、例えば、本人が子供のために財産を残してやりたいと思っていた場合は、本人が寝たきりで認知症になる前の判断能力があるうちに、本人の意思とは違ったことにはならないようこのような制度があることを事前に知っておくことが大切であると思いました。
- 成年後見制度については、障害者手帳を発行するような福祉の窓口に対して、成年後見制度に関するパンフレットを渡したりして、障害者が財産を喪失するような被害に遭わないよう情報提供をしてほしいと思います。
- お金を貸す側からすると、借りた方が被後見人であることは知らないはずですが、成年後見を受けている人かどうかをどうやって第三者は判断するのでしょうか。
- 平成12年の成年後見制度の施行により、成年後見登記の制度ができ、成年後見の手続きが開始されると、必ず法務局に登記されることになりました。したがって、取引をする者は、取引の相手方について、成年後見登記がされているかどうかを確認することはできます。

後見人の場合は、本人は判断能力が全くないことが前提となりますが、保佐の場合は、法律で同意権・取消権のある一定類型の行為が決まっています。補助の場合は、どういう行為について補助人に同意権・取消権を付与するかということを補助手続が開始するときに裁判所が定めるということになっています。具体的な事案にもよりますが、重要な財産処分行為、例えば高額な取引に関しては、補助人に同意権・取消権を付与することが多いだろうと思われる。

- 和歌山の実際の事例を見ると、高齢者の方に補助人がつかれているのは非

常に少なく、知的障害のある比較的年齢の若い方について親が補助人になっているケースが多いです。ただ補助の場合は本人の同意がないと手続が開始できませんが、本人から手続を開始することの同意を得るというのは必ずしも簡単なことではありません。

□ 悪質な業者に引っかかった場合に、成年後見制度を利用していけばどうい
う効果があったのか、もっとアピールをする必要があるのではないかと思
います。また、裁判所は、成年後見制度について説明をする機会をもっと設
けてもいいのではないかと思いました。

7 次回委員会の開催日時等について

次回委員会を平成18年7月12日（水）午後1時30分～午後4時に開催
することで、了承された。

8 次回意見交換テーマについて

「子の監護について」を次回の意見交換テーマとすることで了承された。

9 裁判員制度及び日本司法支援センターについて

長谷川事務局次長から、平成21年5月までに施行される裁判員制度につ
いて、これまでの広報活動を説明するとともに、委員に対し、広報活動への協力
を依頼した。また、平成18年10月に活動を開始する日本司法支援センター
について概略的な説明があった。

10 閉会あいさつ（岡久委員長）

－閉会－

以上